

法務省民二第2983号

平成23年12月9日

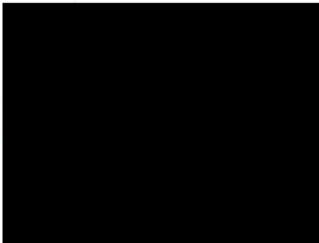
法 務 局 長 殿

地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長

厚生年金保険法第100条の10等の規定により日本年金機構に対して
事務委託された際の登記の嘱託の様式について（依命通知）

標記について、厚生労働省大臣官房年金管理審議官から民事局長宛て別紙甲号
のとおり照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、この旨貴管下登
記官に周知方お取り計らい願います。



年管第1201第1号

平成23年12月1日

法務省民事局長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官

厚生年金保険法第100条の10等の規定により日本年金機構に対して
事務委託された際の登記嘱託の様式について（照会）

厚生労働大臣が国税通則法（昭和37年法律第66号）第46条第2項及び第3項の規定の例により納付の猶予を許可した際における日本年金機構が厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第100条の10等の規定により抵当権設定登記をする場合及び同条の規定により抵当権抹消登記をする場合の様式を別添1及び別添2の様式のとおりとしたいので、登記手続上差し支えないか照会します。

また、厚生年金保険料等の納付の猶予許可通知書は、別紙のとおりとする見込みでありますので、参考まで添付します。

なお、差し支えない場合は、その旨管下法務局及び地方法務局に対し周知方よろしくお取り計らい願います。

登記嘱託書

登記の目的 抵当権設定【注1】

原因 平成〇〇年〇〇月〇〇日納付の猶予にかかる平成〇〇年度から平成〇〇年度厚生年金保険料等（延滞金を含む。）についての平成〇〇年〇〇月〇〇日設定

債権額 金 円（内訳は別紙滞納目録のとおり。）

債務者 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇

抵当権者 厚生労働省

設定者 担保物の所有者住所・氏名

添付書類 登記原因証明情報 納付猶予許可通知書
抵当権設定登記承諾書（印鑑証明書付）

登記識別情報の通知を希望しません。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇法務局（又は地方法務局） 〇〇支局（又は出張所）

嘱託者 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地
日本年金機構代理人〇〇年金事務所長 〇 〇 〇 〇 ㊟
電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

登録免許税 登録免許税法第4条第1項

不動産の表示
不動産番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 【注2】
所在地 〇〇市〇〇町〇丁目
番地 〇番〇
地目 〇〇

地 積 〇〇・〇〇平方メートル

不動産番号 0987654321098【注2】

所 在 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇

家屋番号 〇番〇

種 類 〇〇

構 造 〇〇造〇〇ぶき2階建

床 面 積 1階 〇〇・〇〇平方メートル

2階 〇〇・〇〇平方メートル

登記原因証明情報

厚生労働大臣が平成〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号〇〇〇〇に係る別紙滞納目録に記載した厚生年金保険法に規定する保険料その他同法の規定による徴収金について、国税通則法第46条第2(3)項による納付の猶予を行い担保を徴収したことに伴い、下記記載不動産に抵当権設定登記を行うため、厚生年金保険法第100条の10第1項第33号【注3】により、日本年金機構〇〇年金事務所長へ抵当権設定登記の嘱託事務を委託した。

上記のとおり証明します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ 

不動産の表示

所在地 〇〇市〇〇町〇丁目
地番 〇番〇
地目 〇〇
地積 〇〇・〇〇平方メートル

所在地 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇
家屋番号 〇番〇
種類 〇〇
構造 〇〇造〇〇ぶき2階建
床面積 1階 〇〇・〇〇平方メートル
2階 〇〇・〇〇平方メートル

【注1】この様式は、厚生年金保険法第100条の10の規定に基づき、厚生労働大臣が納付の猶予を許可した場合における、日本年金機構（年金事務所）による抵当権設定の登記嘱託の事務を行う場合に使用する。

【注2】登記嘱託書に不動産番号を記載した場合には、土地の所在、地番、地目及び地積（建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積）の記載を省略することができる。

【注3】この様式の例は、厚生年金保険法に規定する保険料その他の徴収金の抵当権設定をする場合である。

なお、これ以外の例は、次のとおりである。

- 国民年金法 国民年金法に規定する保険料その他同法の規定による徴収金を徴収するため、同法第95条及び第109条の10第1項第38号の規定
- 児童手当法 児童手当法に規定する拠出金その他同法の規定による徴収金を徴収するため、同法第22条第1項及び第8項の規定
- 健康保険法 健康保険法に規定する保険料その他同法の規定による徴収金を徴収するため、同法第183条及び第205条の2第1項第11号の規定
- 船員保険法 船員保険法に規定する保険料その他同法の規定による徴収金を徴収するため、同法第137条及び第153条の8第1項第8号の規定
- 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に規定する特例納付保険料を徴収するため、同法第2条第8項及び第21条第1項第7号の規定

登記嘱託書

登記の目的 ○番抵当権抹消【注1】

原因 平成〇〇年〇〇月〇〇日完納（解除）

抹消すべき登記 平成〇〇年〇〇月〇〇日受付第 号

権利者 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇

義務者 厚生労働省

添付書類 登記原因証明情報

登記識別情報の通知を希望しません。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

嘱託者 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地
日本年金機構代理人〇〇年金事務所長 〇 〇 〇 〇 ⑩
電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇法務局（又は地方法務局）〇〇支局（又は出張所）

登録免許税 登録免許税法第4条第1項

不動産の表示

不動産番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 【注2】

所在地 〇〇市〇〇町〇丁目

地番 〇番〇

地目 〇〇

地積 〇〇・〇〇平方メートル

不動産番号 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 【注2】

所在地 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇

家屋番号 〇番〇

種	類	〇〇
構	造	〇〇造〇〇ぶき 2階建
床	面	積
	1階	〇〇・〇〇平方メートル
	2階	〇〇・〇〇平方メートル

登記原因証明情報

厚生労働大臣が平成〇〇年〇〇月〇〇日, 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号〇〇〇〇が滞納した厚生年金保険法に規定する保険料その他同法の規定による徴収金全額を徴収したため, 下記記載不動産の抵当抹消登記を行うため, 厚生年金保険法第100条の10第33号【注3】により, 日本年金機構〇〇年金事務所長へ抵当権抹消登記の嘱託事務を委託した。

上記のとおり証明します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○

印

不動産の表示

所在地 〇〇市〇〇町〇丁目
地番 〇番〇
地目 〇〇
地積 〇〇・〇〇平方メートル

所在地 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇
家屋番号 〇番〇
種類 〇〇
構造 〇〇造〇〇ぶき2階建
床面積 1階 〇〇・〇〇平方メートル
2階 〇〇・〇〇平方メートル

【注1】この様式は、厚生年金保険法第100条の10の規定に基づき、厚生労働大臣が納付の猶予を許可した場合における、日本年金機構（年金事務所）による抵当権抹消の登記嘱託の事務を行う場合に使用する。

【注2】登記嘱託書に不動産番号を記載した場合には、土地の所在、地番、地目及び地積（建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積）の記載を省略することができる。

【注3】この様式の例は、厚生年金保険法に規定する保険料その他の徴収金の抵当権抹消をする場合である。

なお、これ以外の例は、次のとおりである。

- 国民年金法 国民年金法に規定する保険料その他同法の規定による徴収金を徴収するため、同法第95条及び第109条の10第1項第38号の規定
- 児童手当法 児童手当法に規定する拠出金その他同法の規定による徴収金を徴収するため、同法第22条第1項及び第8項の規定
- 健康保険法 健康保険法に規定する保険料その他同法の規定による徴収金を徴収するため、同法第183条及び第205条の2第1項第11号の規定
- 船員保険法 船員保険法に規定する保険料その他同法の規定による徴収金を徴収するため、同法第137条及び第153条の8第1項第8号の規定
- 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に規定する特例納付保険料を徴収するため、同法第2条第8項及び第21条第1項第7号の規定

滞納目録

年度	月分	納期限	健康保険料	厚生年金保険料	児童手当拠出金	延滞金	滞納処分費	備考
合計			0	0	0	0	0	

厚生年金保険料等の納付の猶予許可通知書

平成 年 月 日

住 所
事業所名

殿

厚生労働大臣

印

平成 年 月 日付けで納付の猶予申請のあった厚生年金保険料等については、下記の通り許可しましたから
国税通則法第47条第1項の規定により通知します。

申請者	事業所の記号番号								
	住所（所在）								
	氏名（名称）		⑤						
猶予する 保険料等	年度	月分	納期限	健康保険料 円	厚生年金 保険料 円	児童手当 拠出金 円	延滞金 法律による金額 円	滞納処分費 法律による金額 円	備 考
							"	"	
							"	"	
							"	"	
							"	"	
猶予期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで								
担保									
納付計画	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	備考		
		円		円		円			
		円		円		円			
		円		円		円			

あなたがこの 許可 に不服があるときは、この 許可 を受けた日の翌日から起算して60日以内に、健康保険料及び厚生年金保険料にかかるものは社会保険審査会（東京都千代田区霞が関1-2-2厚生労働省内）に対して審査請求を、児童手当拠出金にかかるものは厚生労働省（東京都千代田区霞が関1-2-2）に対して異議申立てをすることができます。

なお、この 許可 の取消の訴えは、審査請求の裁決又は異議申立てに対する決定（以下「裁決等」という。）を経た後でないこと、提起できませんが、審査請求又は異議申立てがあった日から3か月を経過しても裁決等がないときや、許可 の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決等を経なくても提起できます。この訴えは、裁決等の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として、裁決等の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

法務省民二第2982号

平成23年12月9日

厚生労働省大臣官房年金管理審議官 殿

法務省民事局長

厚生年金保険法第100条の10等の規定により日本年金機構に対して
事務委託された際の登記の嘱託の様式について（回答）

本年12月1日付け年管第1201第1号をもって照会のありました標記の件
については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。